**平成２５年（フ）第４０２７号**
大阪市旭区今市１丁目４番32号　アーバンハイツ108号
債務者　竹﨑平八郎
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１７９号**
大阪府枚方市上野２－４－１―1209、住民票上の住所大阪府枚方市中宮北町１番22―301号
債務者　橋本　華子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４２０４号**
大阪市都島区都島南通２丁目１番57―515号
債務者　中川日登美（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４２０８号**
大阪市西成区中開３丁目５番２―302号、住民票上の住所大阪市西成区松２丁目７番19号
債務者　江本　　学
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４２５７号**
大阪府茨木市大字忍頂寺91番地の３
債務者　鎌谷　榮子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４２６６号**
大阪府枚方市出口１丁目８番10―602号、前住所大阪府寝屋川市音羽町22番17号
債務者　片山　一栄
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５５３号**
熊本市中央区大江５丁目12番10号
債務者　平島　康臣
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第１３３４号**
さいたま市見沼区堀崎町235番地の８
破産者　有限会社太田建業
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２６号**
鹿児島県奄美市名瀬小浜町30番１号
破産者　セントラルホンダ販売株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２５年（フ）第２４９号**
仙台市太白区袋原３丁目11番48号
破産者　有限会社環境緑化エンジニアリング
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８２号**
山形県天童市大字荒谷157番地
破産者　亡佐藤政藏相続財産
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１６号**
千葉県香取郡多古町多古2725番地４
破産者　有限会社鍋喜金物店
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２５年（フ）第８９号**
富山県高岡市御旅屋町1222番地２号
破産者　株式会社ＳＥＬＴＯ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２５年（フ）第４０号**
長野県中野市大字吉田1185番地34
破産者　株式会社ドローイング
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２５６０号**
名古屋市熱田区神宮２丁目３番19号　林ビル３Ｆ
破産者　有限会社プロジェクツ・スタンバイ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６７４号**
名古屋市中川区山王４丁目１番２号　山王ビル203
破産者　有限会社リードエージェンシー
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第８２３号**
名古屋市東区泉１丁目23番37号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区那古野１丁目18番23号
破産者　株式会社リセリング
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１０９５号**
愛知県瀬戸市本郷町625番地
破産者　エムケイ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２５号**
京都府福知山市字野花582番地
破産者　福幸自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２４年（フ）第６７７２号**
大阪府東大阪市横小路町１丁目１番37号
破産者　株式会社キヨシン
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部